

**「放送ネットワーク整備支援事業」公募要領**  
**（地上基幹放送ネットワーク整備事業）**  
**（平成 28 年度第 2 次補正予算（第 2 次公募））**

**1 放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）の概要**

（１）事業内容

地域公共ネットワーク等強じん化事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 3 条（３）①のとおり。

（２）実施主体

地方公共団体（複数の地方公共団体の連携主体を含む。）、第三セクター法人、地上基幹放送事業者等（複数の地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体を含む。）及び一般社団法人等

（３）交付対象経費の範囲

交付要綱別表のとおり。

（４）交付額

地方公共団体については事業費の 2 分の 1、それ以外の団体については 3 分の 1 を交付する。

なお、交付下限額が 1 0 0 万円のため、事業費 3 0 0 万円（実施主体が地方公共団体の場合は 2 0 0 万円）以上の事業を対象とする。

**2 応募方法**

（１）提出書類

1 公募申請書

2 交付申請書

ア 申請書（案）【交付要綱 様式第 1 号】

① 補助事業の概要（交付要綱に定める添付資料を含む。）【交付要綱 様式第 1 号 別紙 1 第 3】

② 工事概要書（添付図面を含む。）【交付要綱 様式第 1 号 別紙 3】（工事を要する場合のみ）

イ 整備計画書（添付資料を含む。）【実施マニュアル資料 1】

ウ 見積書【実施マニュアル資料 2】

「総括表」と「内訳表」の 2 つ。工事業者、機器メーカー作成の見積も添付（見積者数分すべて）。

エ 口座設置届出書【実施マニュアル資料 4】

オ 免許等申請確約書【実施マニュアル資料 5】

カ <連携主体の場合>連携主体の構成団体一覧

キ <連携主体の場合>連携主体の代表承認書

ク 参考資料（アからウまでを補足する説明資料 等）

※ この他、必要に応じてこれらを補足する説明資料（理由書等）を添付すること。

公募の段階においては、正式な公文書の提出は不要。また、見積書についても、下見積で差し支えない。

（２）提出部数等

正本１通、副本１通、ＣＤ－Ｒ等の電子媒体を添えて提出すること。

（３）提出先・提出期限

公募開始の日（平成29年１月24日（火））から２月14日（火）12：00（必着）までの間に、正本１通、副本１通及びＣＤ－Ｒ等の電子媒体を、当該地域を管轄する総合通信局等に持参又は郵送により提出すること。なお、提出書類の返却は行わない。

### 3 評価基準・選定方法

（１）評価基準

申請内容を以下の観点等から総合的に審査を行い、交付先及び交付額を決定する。

ア 交付要綱第３条（定義）で定める「補助目的」に合致していること

イ 計画の実施や事業の継続について、一定の確実性があること

（地域の実情を反映した効果的な事業であることが望ましいことから、地方公共団体の意向を反映したものである場合は、その点も考慮。）

ウ 技術上・制度上実現可能なものであること

エ 事業の規模や整備内容が効率的かつ効果的であること

等

（２）選定方法

各申請主体から申請された内容について、評価基準に基づき、外部の有識者に意見を聴取り、全体の申請状況、予算額等を勘案して、総務省において事業採択の内示を行う。

（３）交付決定

上記（２）で採択の内示を受け、交付の本申請を行った団体に対し、総務省が交付決定を行う。ただし、交付に当たって追加の条件を付す場合がある。

（４）補助金の支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認めない。また、補助金は事業終了後速やかに実績報告書の提出を受け、補助金額を確定した後、精算払いにより支払う。

### 4 スケジュール

実施スケジュールは、概ね以下を想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成 29 年    3 月上旬    外部有識者等からの意見聴取

3 月中旬    内示

3 月下旬    交付の本申請及び交付決定

## 5 その他

交付要綱、申請マニュアル等の関係資料は、総務省ホームページ（「放送政策の推進」＞「放送ネットワークの強靱化に向けた支援措置」＞「放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）」

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/ictseisaku/housou\\_suishin/hosonet\\_kyojinka01.html](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hosonet_kyojinka01.html))

に掲載。（関係資料については、内容を更新することがあるため、申請の際に最新版を確認すること。）

## 6 公募要領に関する問い合わせ先

問い合わせに関しては、上記 URL に記載される「実施マニュアル」を参考に、管轄する総合通信局等の担当窓口まで連絡すること。